

# 会 則

## 第1条 定義

この会則において使用する用語を次のとおり定義する。

- ① 「本スクール」とは、東京都港区港南一丁目6番41号に本社を有する株式会社ダンロップスポーツマーケティング（以下、「会社」という）が、各地で運営する「ダンロップゴルフスクール」をいう。但し、拠点によっては、本スクールへの入会の受付業務を第三者に委託する場合がある。
- ② 「本会則」とは、会社が定める本スクールの入会約款であり、会社が本スクールの円滑かつ効率的な管理運営を行うために必要な事項、本スクールの会員となった者が心身の健康維持・健康増進を図るために本スクールの施設を平穏かつ秩序正しく利用するために必要な事項、本スクールの入会資格および入会手続等について規定するもので、本スクールを利用する者のすべてに適用される規則をいう。
- ③ 「会員」とは、会社がこの本会則に従って入会申込を審査し、入会が認められた者であって、本スクール利用において本会則が適用される成人会員およびジュニア会員をいう。
- ④ 「会員」以外で本スクールの利用を希望する者は、別に定める要件を満たすことにより「ビジター」として利用することができる。

## 第2条 本会則の適用

1. 本会則はすべての会員および第9条に基づき本スクールの施設を利用するビジターに適用する。
2. 本会則の第5条乃至第8条は、本スクールに入会申込みを行う者にも適用する。

## 第3条 会員の基本条件

本スクールに入会し、会員資格の取得をしようとする者は、以下の基本条件を満たさなければならない。

- ① 成人会員は、本会則および会社が定める利用上の諸規則を遵守できる能力を有すると会社が判断した者
- ② ジュニア会員は、本会則および会社が定める利用上の諸規則を遵守できる能力を有すると会社が判断した者のうち、各スクールで定める年齢区分の該当する者
- ③ 未成年者は、親権者の同意書が提出できる者
- ④ 医師などから運動をすることについて制限を受けていない者
- ⑤ 感染症や伝染病、その他、人に伝染または感染するおそれのある疾病がない者
- ⑥ 本スクールの諸施設の利用に支障が無いと会社が判断した者
- ⑦ 刺青、タトゥー（客観的に見て刺青、タトゥーを入れていると同様の状態を含む）を入れていない者
- ⑧ 自らおよび自身の配偶者が暴力団その他反社会的な組織（暴力団とつながる企業会員の組織を含む）に所属していない者
- ⑨ 過去に会社から除名通告または除名処分を受けたことがない者
- ⑩ 会社以外の第三者が経営する本スクールと同様のスクール等から前号と同様の通告および処分を受けたことがないと会社に申告できる者
- ⑪ その他、会社が本スクールの利用者としてふさわしくないと判断しない者

## 第4条 入会(会員資格取得)手続

本スクールに入会し、会員資格の取得をしようとする者（以下「申込者」という）は、次に掲げる書類等（以下「手続書類等」という）を会社に提出し、第5条に定める会員資格取得審査を受けなければならない。

- ① 会社所定の本スクール入会の申込書を会社に提出すること
- ② 希望する会員種別に従って会社所定の初期登録料、諸会費およびその他の費用等を会社に支払うこと
- ③ 運転免許証、パスポート、健康保険証および外国人登録証など、氏名、住所、生年月日を確認できる資料を

呈示すること

- ④ 本会則を遵守する会社所定の同意書を提出すること
- ⑤ 自己の健康状態について問題が無い旨を申告すること
- ⑥ 会社が要請した場合、医師による運動許可の診断書を提出すること
- ⑦ 入会しようとする者が未成年者の場合、親権者が未成年者の入会に同意すること、および親権者が入会希望者の行為に連帯して責任を負うことを表明する会社所定の同意書を提出すること

## 第5条 会員資格取得審査

1. 会社は、前条の手続を完了した申込者について、本会則の定めるところにより即時に会員資格取得審査（以下「即時審査」という）を行う。
2. 会社は、即時審査の結果、会員資格の条件を満たすと認めた申込者に対し、本スクールへの入会を認める旨を告知し、会員として登録する。
3. 会社は、会員となった者に対し、前項における会員登録と同時に会員証を交付する。  
但し、会社が当該日に会員証を交付することができない事情がある場合は、後日の期日を指定して交付することができる。
4. 第2項において、会社が一旦会員の登録を行った者であっても、登録後、会員資格の要件を満たしていない事實が判明した場合は、直ちに会員資格を喪失するものとし、当該者は会員証を会社に返還しなければならない。なお会社は、前条②に基づいて納入された初期登録料、諸会費およびその他の費用等の合計額から本スクールの使用期間に係る使用料金を控除して、なお残金がある場合は会社が定める方法により当該者に返金するが、その際の諸費用は申込者の負担するものとする。
5. 会社は、会員資格の要件を満たさないと判断した者については、原則として、その旨を即日告知するものとし、前条に定める手続書類等を申込者に返還する。  
但し、会社が即時審査を終了しない事情がある場合は、申込日から10日以内に会社が別途定める方法により通知する。
6. 前項但書において、会社は、会員資格の要件を満たさないと判断した者に対して、前条に定める手続書類等を申込者に郵送等の方法により返還する。  
なお、手続書類等のうち、前条②に基づいて納入された初期登録料、諸会費およびその他の費用等については、審査結果を通知した後に会社が指定する方法により返還する。

## 第6条 会員証の使用

1. 会員証は、会員の本人のみが使用できるものとする。
2. 会員証を紛失、毀損（きそん）または消失した者は、すみやかに本スクールの窓口にその旨を届出し、会社所定の再発行手続きを行わなければならない。
3. 但し、再発行手続きを行う会員は、会社が定める再発行手数料を負担するものとする。

## 第7条 本スクールの利用

1. 本スクールの諸施設の利用条件および特典については別に定める。
2. 会員は、本スクールの諸施設を利用する場合、会社が発行する会員証を提示しなければならない。
3. 会員は、本スクールの会員資格を第三者に譲渡および相続をすることができない。
4. 会員は、会員証を第三者に譲渡および貸与してはならない。

## 第8条 初期登録料、諸会費およびその他費用

1. 会員種別毎の初期登録料、諸会費およびその他費用（教材費含む）（消費税込）は別に定める。

- 会員は、会員資格がある限り、また本スクールの施設を利用したか否かにかかわらず、前項の諸会費等を諸会費等納入期日までにそれぞれ支払わなければならない。
- 一旦会社に納入された初期登録料、諸会費およびその他費用は、第5条第5項及び同条第6項に定める場合を除き、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 本スクールの拠点によっては、会社が別に定める施設利用料またはレッスン用ゴルフボール代金を会員が負担することがある。

## 第9条 ビジターの利用

会員以外の者で本スクールの施設の利用を希望する者（以下「ビジター」という）は、次の各号に定める要件を全て満たさなければならない。

- 15歳以上でかつ中学生ではない者である場合
- 成人会員の同伴がある場合
- 会社が承認した場合

## 第10条 諸規則の遵守

- 会員およびビジターは、本会則のほか、会社が別に定める諸施設の利用規則を遵守しなければならない。
- 会員およびビジターは、本スクールの諸施設を利用する場合、会社の従業員（各諸施設の係員）の指示に従わなければならぬ。
- 会員およびビジターは、本スクールの諸施設を利用する場合、施設内の秩序を乱し、他の会員に迷惑を及ぼし、あるいは会社の事業運営に支障を与えるなど著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 会員およびビジターは、本スクールの施設内で、会社の事前の書面による許可を得ずに、集会、演説、勧誘、布教、文書・図画類の配布および指示その他これらに類する行為をしてはならない。

## 第11条 ビジターの諸規則の遵守

- 会社は、第9条によるビジターの利用について、その人数および施設の利用を制限することができる。
- ビジターは、本スクールの諸施設を利用する場合、本スクール所定の利用料金を支払わなければならない。
- ビジターは、本スクールの諸施設を利用する場合、本会則およびその他会社が定める諸規則を遵守しなければならない。
- 成人会員は、同伴したビジターが本会則およびその他会社が定める諸規則に違反した場合は直ちに会社に通知するものとし、解決しなければならない。
- ビジターは自己の費用と責任において本会則およびその他会社が定める諸規則に違反したことにより生じた紛争を解決しなければならない。

## 第12条 届出義務

- 会員は、次の事項に該当した場合、直ちに本スクールの各施設の窓口に、所定の届出書面によりその旨を届出なければならない。
  - ① 退会、休会、会員種別の変更。
  - ② 会員の氏名・住所・電話番号の変更。
  - ③ 会員の会費引落預貯金口座の改廃。
  - ④ 第20条の「利用の禁止」事由に該当する場合。
- 会社は、会員が第1項の届出を怠ったことに起因して生じた会員の損害について一切の責任を負わない。
- 会員は、第1項の届出を怠ったことに起因して生じた会社の損害について一切の責任を負うものとする。
- 会社は、会員に通知する場合、次条に定める方法によって行うものとし、当該通知をもって、通知義務を履行

したものとする。

## 第13条 通知方法

- 会社から会員への通知は、本会則に別段の定めのある場合を除き、電子メール、ホームページ等ウェブサイトや本スクール諸施設における掲示、電話、またはその他会社が適当と認める方法により行われるものとする。
- 通知が電子メールで行われる場合、会員の電子メールアドレス宛に発信し、会員の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことを確認した時点で会員への通知が完了したものとみなす。
- 会員は、適宜電子メールの受信確認を行い、会社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとする。

## 第14条 会社の免責

- 会員およびビジターが本スクール諸施設利用中、会社の責に帰さない事由により損害（生命、身体および財産に係るすべての損害）を被った場合、会社は当該損害について何等の責任も負わないものとする。
- 会員およびビジターと他の会員その他第三者との間に生じたトラブル、紛争および係争について、会社は一切関与せず、当事者間において解決するものとする。

## 第15条 私物の管理等

- 会員およびビジターは、自らの責任において自己の私物を管理しなければならない。
- 会社は、本スクール内において会員またはビジターの私物が盗難、滅失、破損等に遭ったとしても、会社の故意または重過失によるものでない限り、一切の責任を負わない。
- 会社は、会員またはビジターの忘れ物を1ヶ月間保管する。会員またはビジターが、当該期間内に忘れ物を引き取らなかった場合には、当該忘れ物の所有権を放棄したものとみなし、会社が自由に処分できるものとする。ただし、会員またはビジターの忘れ物が腐敗により異臭等が生じるような性質のものである場合には、上記期間が経過していないときといえども、会社は、その忘れ物を処分することができる。
- 前項の規定に基づき、会社が会員またはビジターの忘れ物を処分した場合には、会員およびビジターは、会社に対して当該忘れ物の返還やその損害賠償を請求することができない。

## 第16条 損害賠償責任

会員およびビジターは、本スクールの施設を利用する場合、会員またはビジターの責に帰すべき事由により、会社またはその他の会員を含む第三者に損害を与えた場合、これをすべて賠償しなければならない。

## 第17条 会員資格喪失

会員は、次の各号に該当する場合、会員資格その他会員として有するいかなる権利をも喪失するものとし、会社に対して、遅滞なく会員証その他会社からの貸与物を返還しなければならない。

- ① 会員の都合により退会を申し出、会社がこれを承認したとき
- ② 会員本人が死亡したとき
- ③ 本会則第18条により会員除名されたとき
- ④ 会社が本スクールの諸施設を閉鎖したとき
- ⑤ 会員が長期間本スクールの施設を利用せず、会員資格を保有する意思がないものと会社が判断したとき

## 第18条 除名処分

会社は、会員が次の各号に該当したと判断した場合、当該会員を除名することができる。  
なお、会員の民法上の親族が次の①、②、③、⑤、⑥および⑪に該当する場合ならびに会員の配偶者が次の⑧に

該当する場合も同様とする。

- ① 本会則およびその他会社が定める本スクールの運営およびイベントに関する諸規則に違反したとき
- ② 本スクール運営およびイベントにおける秩序を乱したとき
- ③ 本スクールまたは会社の名誉を傷つけたとき
- ④ 諸会費および諸費用の支払を怠ったとき
- ⑤ 法令に違反し、または社会通念上的一般常識やマナーに著しく欠ける行為があったとき
- ⑥ 危険な行為または他の会員に対する迷惑行為をしたとき
- ⑦ 刺青、タトゥーを入れていることが判明したとき
- ⑧ 暴力団その他反社会的な組織（暴力団とつながる企業・会員の組織を含む）に属していることが判明したとき
- ⑨ 薬物を使用していることが判明したとき
- ⑩ 過去において会社および第三者が経営する同様のスクールから除名通告または除名処分を受けていたことが判明したとき
- ⑪ 会社の従業員による利用上の注意警告および指示に従わず、なお改善の見込がないとき
- ⑫ その他会社が会員としてふさわしくないと認めたとき

## 第19条 施設の閉鎖、一時休業

1. 会社は、次の各号に該当する場合、会員に事前の予告をすることなく本スクール、その諸施設の全部または一部を閉鎖若しくは休業することができる。  
また、予め計画などによって予定が判明している場合、会社は、この旨を本スクールの各諸施設に掲示するなど、会社が適当と認める方法により会員に告知する。
  - ① 天災地変、感染症や伝染病その他外因事由により、会員の安全確保の必要があると判断した場合
  - ② 諸施設の増改築、修繕または点検等が必要と判断した場合
  - ③ 定期休業等(年末年始、夏期休業含む)による場合
  - ④ その他法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な理由によるやむを得ない事情が発生した場合
  - ⑤ 従業員、インストラクターの体調不良等により、レッスンが開講できない場合。
2. 前項により、会員は会費の支払い義務の軽減または免除を受けるものではないものとする。
3. 第1項による本スクール閉鎖の場合、全ての会員は第17条に従って会員資格を喪失する。  
その際、会社は、会社の責に帰すべき事由により閉鎖した場合を除き、会員に生じた損失を補償しないことを会員は予め了承する。

## 第20条 利用の禁止

1. 会社は、会員資格を有する者であっても、次の各号に該当した者は当該会員の施設利用を禁止することができる。なお、会員の民法上の親族が次の⑪に該当する場合ならびに会員の配偶者が次の⑥に該当する場合も同様とする。
  - ① 医師などから運動をすることについて制限を受けた者
  - ② 感染症や伝染病、その他第三者に伝染または感染するおそれのある疾病を有する者
  - ③ 本スクールの諸施設を利用する能力が不十分であると会社が判断した者
  - ④ 身体的または精神的障害、傷病、高齢など理由の如何を問わず、意思の疎通を図ることが困難である、または物忘れにより他人の財物を持ち去るなど他の利用者の施設利用を妨げ、もしくは本スクールの営業や秩序を乱すおそれのある者
  - ⑤ 刺青、タトゥー（客観的に見て刺青、タトゥーを入れていると同様の状態を含む）を入れた者
  - ⑥ 暴力団その他反社会的な組織（暴力団とつながる企業・会員の組織を含む）に属している者

- ⑦ 過去に会社および第三者が経営する本スクールと同様のスクールより除名通告または除名処分を受けたことがある者
  - ⑧ 飲酒、薬物等を使用している者
  - ⑨ 妊娠中である者
  - ⑩ 会員を2ヶ月以上継続して滞納している者
  - ⑪ 会社の従業員による利用上の注意警告および指示に従わず、なお改善の見込が見られないとき
  - ⑫ その他会員としてふさわしくないと会社が判断した者
2. 会社は、前項で定める利用禁止事由（第9号を除く）に該当する可能性のある会員に対して退会を勧告することができる。  
ただし、前項第1号から第4号に定める事由については、継続的または断続的に各号に定める要件に該当する会社が判断した場合に限り、退会を勧告することができるものとする。

## 第21条 費用等の変更、運営システム変更

1. 会社は、必要と判断する場合、本会則に基づき、会員が負担するべき諸費用の改定および施設運営システムを変更することができる。
2. 前項の施設運営システムを変更する場合、会社は変更日の1ヶ月前までに、本スクールの各諸施設に掲示するなど、会社が適当と認める方法により会員に告知する。

## 第22条 個人情報の取得

会社は、本スクールの提供を行うために、本スクールに入会しようとする者の個人情報または会員の個人情報を必要な範囲内で適法かつ適正な方法により取得することができる。  
取得した個人情報の取り扱いは、住友ゴム工業株式会社スポーツ事業本部が定めるプライバシーポリシーに従って取り扱うものとする。

<https://sports.dunlop.co.jp/privacy.html>

## 第23条 営業日・休業日及び営業時間

本スクールの営業時間および定休日は、会社が決定し、本スクールの施設内およびホームページ等ウェブサイトにて掲示する。

## 第24条 教材と著作権

1. 会社は、教材費を納入した会員に対し、会社の定める教材を1部発行する。
2. 会員は、教材に関する以下の各号について理解し、同意する。
  - ① 教材が会社の営業秘密等を含むこと。
  - ② 会社が教材の著作権を有していること。
  - ③ 会員の入会後、会社が自身の判断により、内容を変更した新しい教材等の販売を行う場合があること。
  - ④ 会員が第8条に従って納入する教材費は、第1項に従って発行される教材の対価であり、前号に定める新しい教材の購入には充当されないこと。
3. 前項を踏まえ、会員は、会社の事前承諾なく教材の転売、転貸、複製、公開等をしてはならないものとする。

## 第25条 肖像権

1. 会員は、会員が本スクール利用中に、会社または本スクールが、広告宣伝等の目的で使用するために会員を含む写真または動画（以下「画像等」という）を撮影することに同意する。
2. 会員は、会社や本スクールが、前項の画像等を広告、出版物などの宣伝、イベントやキャンペーン活動その他

- の広告、メディア（インターネット含む）に、使用地域や期間を問わず使用することについて同意する。
3. 会員は、前項の画像等の使用について、肖像権その他の権利に基づき使用料を要求したり、クレーム等の異議申立てを行わない。

#### **第26条 本会則の改定・本会則に定めがない事項の扱い**

1. 会社は、本会則および本スクール運営、イベントの企画、開催のために必要として定めた諸規則等につき、関連法令又は行政指導の改正等、経済情勢の変動、新サービスの展開、類似サービスにかかる規約との統合、その他本スクールの利用に関する事情に鑑み、本スクールの安定的かつ継続的な運営という本会則に基づく契約の目的を達成することが困難と当社が判断した場合は、民法第548条の4の規定に基づき、本会則および本スクール運営、イベントの企画、開催のために必要として定めた諸規則等を改定することができるものとし、係る改定効力発生日をもって会員に適用されるものとする。  
この場合、会社は、係る本会則および諸規則の効力発生日前に会員に本スクールの各施設に掲示またはホームページに掲載する方法で告知する。
2. 本会則に定めがない事項については、会社が都度決定するところによる。

#### **第27条 管轄裁判所**

会員と会社との間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

#### **第28条 準拠法**

本会則に関する準拠法は日本法とする。

改定：2025年2月15日

#### **■■■入会店舗がクレジットカードを使った継続会費支払いである場合の同意内容■■■**

「毎月の会費およびその他費用」（以下、「代金」という）を以下の通り、クレジットカードを利用して支払います。

1. 支払いを行うクレジットカードの情報がルミーズ株式会社の下で管理・保管されることに同意します。
2. 代金をクレジットカードの発行会社の定める規約に従い支払います。なお、支払回数は1回払いとします。
3. クレジットカード支払いの解約を申し出ない限り、代金について継続して決済されることに同意します。  
(※お申込サービスに回数がある場合にはその上限までとする)
4. クレジットカードでの支払いが出来なかった場合、店舗よりその旨の連絡が入ることに同意します。

以上